

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。

- ▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、北海道知事の**許可が必要**になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要**になります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

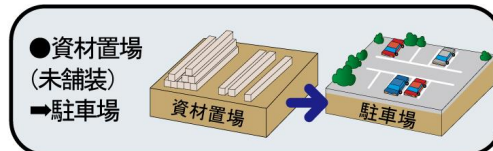
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更

2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電
施設」の設置



- 3.ローラー等により土地を締め固める行為

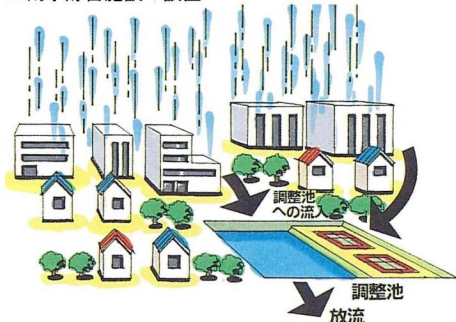
- 4.土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



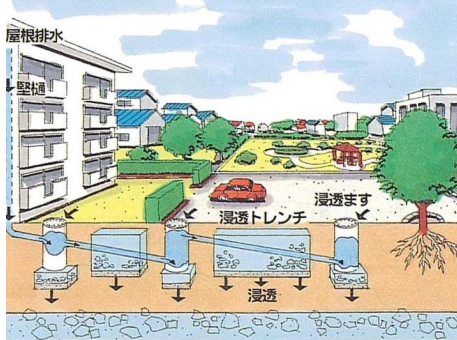
「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

対策工事（雨水浸透貯留施設）の例

■雨水貯留施設の設置



■浸透施設の設置



■相談窓口

【特定都市河川全般に関すること】

◇北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所 TEL: 011 (382) 2358
千歳河川事務所 TEL: 0123 (24) 1114

【雨水浸透阻害行為許可申請に関すること】

◇北海道 建設部 土木局 河川砂防課 TEL: 011 (231) 4111 (内線29-325)

(千歳川特定都市河川ホームページ) →



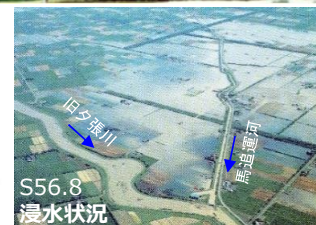
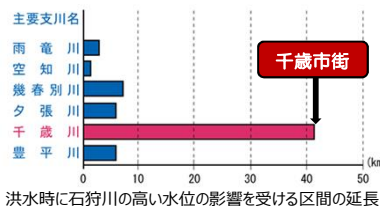
千歳川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき 「特定都市河川」および「特定都市河川流域」 に指定※されました

※令和5年8月31日指定

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、ハード整備の加速に加え、国・道・市町・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

千歳川の治水上の課題

- ◆ 千歳川流域は、中下流部に広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受けるという他地域にない課題を有しています。
- ◆ 堤防整備・河道掘削等の河川整備は途上であり、さらに気候変動の影響を踏まえると水害の頻発化・激甚化による水害リスクは高くなることが懸念されます。



◆ 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進します。